

令和2年8月26日

保護者様

市川市教育委員会

### 新型コロナウイルス感染予防に係るお願いについて

残暑の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

8月18日から新学期も始まり、子どもたちの元気な声が聞こえるようになりました。

夏季休業中は、新型コロナウイルス等の感染予防にご協力いただきありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症についての報道が連日続いており、本市におきましても日常において感染拡大防止対策を十分に取りながら、お子様が充実した学校生活を送れるよう市川市版「新たな学校生活スタイルガイドライン」(<http://www.city.ichikawa.lg.jp/edu06/1111000082.html>)を令和2年7月30日に改訂いたしました。

しかし、最近では家庭内での感染が増加傾向にあり、お子様の登校につきまして、改めて見直しを行いました。つきましては、新型コロナウイルス感染症の校内感染をできるだけ避けるために、下記の内容についてご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

#### 記

- 1 お子様PCR検査を受けることが決まった場合は、学校(園)に連絡の上、その日から陰性が確認されるまで登校(園)を見合わせてください。さらに、濃厚接触者でPCR検査を受けた場合は、陰性が確認された後も2週間程度自宅待機となります。
- 2 お子様の同居する家族が、濃厚接触及び体調不良によりPCR検査を受ける場合、または新型コロナウイルス感染を疑うような発熱、強い倦怠感、咳が続く、のどに異常を感じる、においや味覚の異常を感じるなどの症状が見られる場合は、学校(園)に連絡の上、感染予防のため、お子様の登校を見合わせていただき健康観察をお願いいたします。  
※この場合、「出席停止」の措置をとりますので、お子様は欠席にはなりません。「新たな学校生活スタイルガイドライン」では、「同居の家族に発熱等がある場合であっても児童生徒本人が元気な場合は登校して差し支えない」とされておりますが、児童生徒等の家庭内感染が増加の傾向にあることから、改訂する予定です。
- 3 今後、学校(園)から配付される健康観察カードに、同居家族の発熱等を記入する欄を設けました。同居家族に発熱等の症状が見られる場合は、健康カードへの記入をお願いいたします。
- 4 お子様及び同居する家族に軽い風邪症状等が4日以上続く場合は、必ず帰国者・接触者相談センターに相談をしてください。なお、症状には、個人差がありますので、強い症状と思う場合はすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない場合も同様です。

#### 【帰国者・接触者相談センター連絡先】

○平日(午前9時～午後5時) 市川健康福祉センター(市川保健所) 電話 047-377-1103

○平日時間外(午後5時～午前9時)、土曜日、日曜日、祝日(24時間)

県庁電話相談窓口(コールセンター) 電話 0570-200-613